



生活 バイロット

クリーニングサービスを利用してトラブルが起きた場合、原因がクリーニング業者にあるときは、一般的に「クリーニング事故賠償基準」によって損害が賠償されます。しかし対象外になることもあるので、注意が必要です。

【事例1】購入してすぐに数回着たワンピースをクリーニングに出し、受け取ってそのままタンスにしまっていた。1年ほどたつて着てみると、縮んで色落ちしていた。店舗に補償を求めた。

【事例2】1年以上

クリーニングサービスでトラブル

「事故賠償基準」対象外の場合も

前にコートをクリーニングに出し、取りに行くのを忘れていた。最近になって思い出し、伝票も残っていたので店舗に行ったら「ない」と言われた。工場も捜したが見つからなかったという。弁償してほしい。

【アドバイス】「クリーニング事故賠償基準」は、消費者が洗濯物を受け取ってから6カ月が経過したとき(事例1)、クリーニング業者が洗濯物を受け取ってから1年を経過したとき(事例2)は、業者は賠償額の支払いを免れるとしています。トラブルを防ぐために、クリーニングから戻ってきた洗濯物は必ず確認し、預けた洗濯物はすぐに取りに行きましょう。

トラブルになった場合は、最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888 は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザアイネス ☎097・534・0999)